

議案第64号

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金を設けるため
必要があるからである。

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の対策に関する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金に積み立てるため、基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、東郷町一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 制定理由

新型コロナウイルス感染症の対策に関する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金を積み立て、適正に管理し、及び運用するため基金を設ける必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 基金に積み立てる額は、予算で定める額とすること。（第3条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理は、最も確実かつ有利な方法によるものとすること。（第4条関係）
- (3) 運用益金は、基金に編入するものとすること。（第5条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。（第6条関係）
- (5) 基金は、事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができること。（第7条関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。